

報告事項才

男性教職員の育児休業取得率の改定について

男性教職員の育児休業取得率の改定について、別紙のとおり報告します。

令和5年9月6日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

男性教職員の育児休業については、

●女性活躍推進法に基づく「鳥取県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」

●次世代育成支援対策推進法に基づく「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」

において、それぞれ取得目標を30%以上と定め、各種取組を実施してきたところ。

このたび、総務省より、こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）を踏まえた地方公務員に係る男性職員の育児休業取得率の政府目標が以下のとおり示された。

こども未来戦略方針を踏まえた地方公務員に係る男性職員の育児休業取得率の政府目標

目標	一般行政部門	警察部門・消防部門・教育委員会・公営企業等
2025年（R7）	85%（1週間以上）	<u>50%</u>
2030年（R12）	85%（2週間以上）	<u>85%</u>

これを踏まえ、県教育委員会においても男性の育児休業取得目標を以下のとおり改定し、それぞれの計画の一部改訂を行った。

1 県教育委員会における男性教職員の育児休業取得目標（計画期間：令和7年度まで）

【改定前】30%以上 ⇒ **【改定後】50%以上（事務部局100%）**

2 計画の一部改定（該当部分のみ記載）

(1) 「鳥取県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（女性活躍推進法）

計画期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

対象者：県教育委員会事務部局及び県立学校教職員並びに市町村（学校組合）立学校県費負担教職員

6 達成しようとする目標と取組内容

(1) 計画期間終期までに達成しようとする目標

項目	目標内容	直近の実績
男性教職員の育児休業取得割合	【改定前】30%以上 【改定後】 50%以上 （事務部局100%）	4.8%（R1年度）

(2) 「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」（次世代育成支援対策推進法）

計画期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日

対象者：県教育委員会事務部局及び県立学校教職員

【赤字部分を追記】

II 具体的取組み

2 安心して出産や育児に専念できる環境づくり

(5) 男性職員の育児休業、育児のための休暇の取得促進

【目標】 ○配偶者の出産に係る休暇取得を100%に引き上げる。
○男性の育児休業取得を、期間内に対象となった職員数の30%に引き上げる。
なお、令和7年度には、「鳥取県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に掲げる目標値（50%（事務部局においては100%））に引き上げることとし、本計画期間においてもこの達成に向けた取組を推進する。
※ 現在は、配偶者の出産休暇は76.9%（平成30年度実績）、
男性の育休取得は2.5%（平成30年度実績）

(参考) 男性教職員の育児休業取得率（直近4年間）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（速報値）
事務部局	33.3% (2/6)	0.0% (0/1)	25.0% (1/4)	0.0% (0/3)
小中義務教育学校	1.1% (1/89)	5.0% (5/101)	8.1% (6/74)	11.3% (11/97)
高等学校	0.0% (0/21)	33.3% (6/18)	0.0% (0/13)	15.0% (3/20)
特別支援学校	30.0% (3/10)	11.1% (1/9)	11.1% (1/9)	41.7% (5/12)
全体 （全国順位）	4.8% (6/126) 全国11位	9.3% (12/129) 全国8位	8.0% (8/100) 全国25位	14.4% (19/132) —